

国立大学法人琉球大学ネーミングライツパートナー募集要項

国立大学法人琉球大学（以下「本学」という）は、「国立大学法人琉球大学におけるネーミングライツに関する基本方針」のもとに、学生の教育研究環境の向上のために民間等資金を活用した施設の維持管理を目的として、本学の保有施設のネーミングライツパートナーを以下のとおり募集しています。

1. 募集概要

以下の条件で、ネーミングライツの取得を希望する施設等の提案を募集します。

(1) 対象施設

本学が対象施設等を特定して、ネーミングライツ協定を結ぶものです。

ネーミングライツパートナー公募対象施設配置図【別紙1】をご参照ください。

(2) 協定の条件

① 協定の期間：原則3年以上

② ネーミングライツ料（年間協定額。消費税及び地方消費税は別途。）

事業者の応募した金額を類似するネーミングライツ施設、地域性等を勘案し、選定委員会にて決定する。ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

(3) 応募資格

ネーミングライツパートナーになることを希望する法人や自然人のどなたでも結構です。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

③ 社会問題を起こしているもの

④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの

⑥ 国税、地方税等を滞納しているもの

⑦ 前各号によるもののほか、琉球大学のネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと大学が認めるもの

(4) 別称等の付与

① 命名する別称等（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマークや愛称などのこと）は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。

- ② 大学施設にふさわしい別称等とし、次に掲げるものは認められません。
- ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・ 社会問題等の主義、主張に係るもの
 - ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ・ 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
 - ・ 本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - ・ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ・ 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
 - ・ 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - ・ その他、本学が愛称として設定することが適当でないと認めたもの
- ③ 別称等は、本学で審議の上、最終決定します。ただし、別称等の変更を求めることがあります。
- ④ 混乱を避けるため、ネーミングライツパートナーからの協定期間中の別称等の変更はできません。
- ⑤ 本学の規則で定められた名称は変更しないものとします。また、利用者に別称等の使用を義務付けることはできません。

(5) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツパートナーには、次の各号に掲げる特典があります。

(※詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。)ただし、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

- ① 対象施設等に別称等サインを設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議をお願いします。
- ② 本学は、本学の広報紙やホームページを通じて、別称等の普及と定着に努力します。
- ③ ネーミングライツパートナー自身もネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他に希望される特典等(付帯条件)があれば、応募時に提案することができます。

(6) 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① 別称等のサインや案内看板等の設置、変更及び協定期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツパートナーの負担とします。(ネーミングライツ料とは別途、負担願います。)なお、別称等サインや案内看板等の内容(デザインや大きさ等)及び設置場所については、本学と協議が必要です。
- ② 協定締結後に作成する大学広報誌等への別称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。
- ③ 別称等の使用開始日において、看板の設置等が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④ 別称等のサインや案内看板等が破損した場合、またはこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツパートナーの負担とします。

(7) 募集期間 随時受付とし、締切はそれぞれの施設等において最初の応募者を受け付けた後1ヶ月までとします。郵送での受付は締切当日消印まで有効とします。また、EメールやFAXでの受付は締切当日の午後5時までとします。なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(8) 応募時の提出書類

- ① ネーミングライツパートナー申込書(別紙様式)
- ② 法人の場合は、会社概要及び直近3年間の決算報告書
- ③ 法人の場合は、登記事項証明書(発行3ヶ月以内のもの)
- ④ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書など)

(9) 選定方法 次の資格要件及び選定基準を基に、琉球大学が設置する選定委員会において、応募の趣旨、別称等案、ネーミングライツ料及び協定期間等を総合的に判断してネーミングライツパートナーの候補者を選定します。なお、いずれの応募についても、不適当とする場合もあります。

○資格要件及び選定基準

選定項目		要件基準等	評価
資格要件	応募の趣旨	・応募資格を満たしているか。 ・過去に重大な事故および不誠実な行為を行っていないか。(過去2年間) ・経営基盤が安定しているか。	適・否
	別称等(デザイン含)	・大学構成員、地域住民に受け入れられるか(親しみやすさ等) ・施設のイメージを損なう恐れがないか。など	適・否
選定基準	ネーミングライツ料	・財政的な観点から高額なほど高評価とする ・手続きに要する諸経費にも満たない金額は無効とする。	金額 適・否
	協定期間	・別称等として定着させる観点から期間が長いほど高評価とする。	年数
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。		順位

(10) 選定結果の通知および公表

選定結果はすべての応募者に通知します。また本学のホームページ等で公表します。

3. 協定の締結

ネーミングライツパートナーの候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。なお協定締結後、決定した別称等、ネーミングライツパートナー、ネーミングライツ料及び協定期間等を公表します。また、協定更新時には既協定者に優先交渉権を付与します。

4. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料の納入は、原則として毎年度当初（5月末まで）に1年分を一括して納入するものとします。ただし、初年度分については、協定期間によって納入時期及びネーミングライツ料が異なります。

5. リスクの分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

6. 協定の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、大学は期間満了を待たずに協定を解除できることとします。

また、ネーミングライツパートナーの事情等により別称等の継続が困難な場合は、1ヶ月以上前に大学へ協定の解除を申し出てください。ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。

これらの協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

7. 申込書の提出先及び問合せ先

琉球大学財務部経理課契約第一係

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町千原1番地 本部管理棟2階

Tel : 098-895-8059

FAX : 098-895-8052

E-mail : kysd1k@acs.u-ryukyu.ac.jp

別紙様式

琉球大学ネーミングライツパートナー申込書

琉球大学のネーミングライツパートナーとなることを希望しますので、審査をお願いします。なお、この申込書については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

国立大学法人琉球大学長 宛

申込みを行う者の住所	〒
称号又は名称	®
代表者氏名	
担当者氏名	
電話番号・FAX	
E-mail	
対象施設	
応募の趣旨	
別称案	別称、デザイン等は別添資料によります。
希望契約価格	円/年(税抜き)
希望契約期間	年 月 日～ 年 月 日
(3)応募資格①～⑥の該当の有無	該当がない場合は【該当なし】と記載する。
事故及び不誠実な行為【過去2年】	該当がない場合は【該当なし】と記載する。
その他希望事項	

ネーミングライツパートナー公募対象施設配置図（千原キャンパス）

